

奈良県下の温泉に関する登録分析機関

平成26年10月9日

名所	電話	郵便番号	住所	温泉成分検査	温泉ガス検査
奈良環境調和研究所	TEL:0744-49-3744 FAX:0744-49-3745	633-0062	奈良県桜井市栗殿1007-6	○	○
野村興産 (ヤマト環境センター)	TEL:0745-84-2822 FAX:0745-84-4075	633-2204	宇陀市菟田野区大澤55	○	○

【温泉成分検査（温泉成分分析を受けるべき機関）】

温泉法第18条第3項

温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、政令で定める期間(10年)ごとに前項の温泉成分分析を受け、その結果についての通知を受けた日から起算して三十日以内に、当該結果に基づき、第一項の規定による掲示の内容を変更しなければならない。

【温泉ガス検査（可燃性天然ガスの濃度についての確認）】

温泉法施行規則第6条の6第1項(災害の防止のための措置を必要としない基準)に係る測定調査

温泉法施行規則第6条の3第1項第1号(温泉水から可燃性天然ガスを分離するための基準)に係る測定調査

温泉法施行規則第6条の3第1項第3号(可燃性天然ガス排出口の基準)に係る測定調査